

年金

社会保険料控除証明書・公的年金などの源泉徴収票 紛失時など再発行が可能です

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」と「公的年金などの源泉徴収票」を紛失した際は、年金事務所などに連絡すれば再発行できます。

■社会保険料控除証明書の再発行について

国民年金保険料を納付した場合、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。このための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、日本年金機構より順次送付しています。

紛失した場合は電話で再発行ができますので、年金事務所またはねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください（**基礎年金番号が分かるものが必要**）。

■問合せ

○千葉年金事務所

☎ 043124216320

（自動音声案内）

○ねんきん加入者ダイヤル

☎ 057010031004

（ナビダイヤル）

※050で始まる電話番号でおかけになる場合は…

☎ 031663012525

■公的年金などの源泉徴収票の再発行について

令和元年度の公的年金などの源泉徴収票は、老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員へ日本年金機構より順次送付しています。

紛失した場合は電話で再発行ができますので、年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください（**基礎年金番号が分かるものが必要**）。

■問合せ

○千葉年金事務所

☎ 043124216320

（自動音声案内）

○ねんきんダイヤル

☎ 057010511165

（ナビダイヤル）

※050で始まる電話番号でおかけになる場合は…

☎ 031670011165

納税

自動で簡単引き落とし 納税は口座振替で

☎ 町民税務課 収税係 ☎ 77・3916

「口座振替」による納税は、金融機関に出掛けなくても、自動的に納税が完了する方法です。令和2年度第1期から利用を希望する場合は、**手続き期限（別表参照）**にご注意ください。

■口座振替の特徴

口座振替による納税は、前もってご指定の金融機関の預貯金口座に入金しておくだけで納税ができるため、納め忘れの心配がなく、金融機関に出掛けて納税する手間が省けるなど、安心・確実で大変便利です。

また、一度手続きをすると、自動的に更新されます。ただし、固定資産の共有者が変更になったり、相続などにより所有者が変更になった場合には、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

■手続きはお早めに

取扱金融機関に納税通知書、預金通帳、印鑑（通帳お届け印）を持参し、預金口座振替依頼書を提出してください。

■預金口座振替依頼書

町内の金融機関の窓口へ備え付けてある依頼書をご利用になるか、町民税務課収税係にご連

絡いただければ郵送します。

■取扱金融機関

千葉銀行、山武都市農業協同組合、千葉信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

■口座振替利用希望の手続き期限（別表）

| 税目 | 金融機関での手続き期限 |
|---------|-------------|
| 固定資産税 | 2月28日(金)まで |
| 軽自動車税 | 3月31日(火)まで |
| 町県民税 | 4月30日(木)まで |
| 国民健康保険税 | 5月29日(金)まで |



ジェネリック医薬品の 推進月間にご協力ください

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

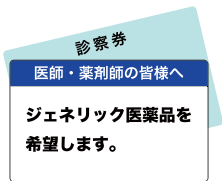
町では、2月を「ジェネリック医薬品推進月間」として、オール千葉体制での普及・促進に取り組んでいます。ジェネリック医薬品への切り替えは、医療費を抑え、国保税の軽減にもつながります。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許終了後に有効成分、効能および効果が新薬と同等の医薬品として、厚生労働省の許可のもとで製造・販売された安心な薬で、新薬よりも3〜5割程度安価な薬です。

ジェネリック医薬品は どうやったらもらえるの？

病院内で薬をもらう場合は、診察券などと一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を出すか、医師に提示しジェネリック医薬品へ変更することができると相談してみてください。薬局で処方薬をもらう場合には、薬剤師に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してみてください。



不安に感じたら

※すべての薬がジェネリック医薬品に変えられるということではありません。

長く飲みなれた新薬をジェネリック医薬品に変えることを不安に感じる場合は、とりあえず一週間分（短期間分）だけを切り替えて様子を見るといった「おためし調剤」を受けることができ、服用後体調の安全を確かめてから残りを処方してもらえます。

変更に対する不安や疑問は積極的に医師や薬剤師に相談してみましよう。

医療費のお知らせ(医療費通知)について

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険に加入されている世帯へ医療費の額をお知らせすることにより、皆さんの健康に対する知識を深めると共に、医療保険の健全な運営化を目的に医療費通知を送付しています。

医療費通知は、医療機関などからの請求書（診療報酬明細書）をもとに作成されます。なお、医療機関などからの請求が遅れている場合など、医療通知に記載されないことがあります。

■医療費通知を活用した医療費控除の申告について

平成31年分以降、医療費通知を活用した医療費控除の申告が可能になりました。申告する際は次の項目にご注意ください。

- (1) 医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載されていないものがある場合には、医療機関などから発行される領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。
- (2) 「窓口負担額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「窓口負担額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（高額医療費、公費

負担医療費などがある場合）には、「窓口負担額」に記載の額から高額医療費などの額を差し引いて申告いただく必要があります。

確定申告は忘れずに

申告情報をもとに国保税、高齢者の医療の負担割合、高額医療費の自己負担限度額などが決定されますので、所得の申告は必ず行ってください。申告がされていない場合、国保の負担区分は高額所得者と同じの区分とみなされて判定されます（被扶養者でない収入がない方で確定申告をしていない方は、住民税の申告が必要になります）。

医療費通知発送日程

| 発送月 | 対象診療年月 |
|----------------|------------|
| 令和元年6月 | 平成31年1～3月 |
| 令和元年9月 | 平成31年4～6月 |
| 令和2年1月 | 令和元年7～10月 |
| 令和2年3月 (予定) | 令和元年11～12月 |